

第 1 章 計画の基本事項

1-1 計画策定の趣旨

【環境基本計画の策定の背景】

本市では、平成 18 (2006) 年に制定した「防府市環境保全条例」に基づき、同年に「防府市環境基本計画」を、平成 24 (2012) 年に「防府市 (第二次) 環境基本計画」を策定し、基本目標である「自然と調和のとれた環境の創造、明るい・豊かな・健やかな郷土の継承」の実現に向けた取組を進めてきました。

「防府市 (第二次) 環境基本計画」の策定から 5 年後の平成 28 (2016) 年には、これまでの取組や計画の進捗状況等を踏まえた見直しを行い、「防府市 (第二次) 環境基本計画 (中間年度・見直し)」(以下、「前計画」という。)を策定し、環境保全への取組を推進しています。

【本市の環境を取り巻く社会状況の変化】

世界では

地球温暖化が一因ともされる大規模な森林火災、集中豪雨などといった自然災害が世界各地で発生し、気候変動がもたらす影響は深刻さを増しています。また、海洋プラスチックごみによる海洋汚染の問題や食品ロス問題をはじめとする新しい環境問題は、今までの社会経済活動と密接な関係にあることから、持続可能な生活に向け、個人が生活スタイルを見直すことが必要です。

世界では、持続可能な開発目標 (SDGs) を掲げる「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の採択やパリ協定の発効など、国際社会全体が協力して、温室効果ガス排出削減などの脱炭素社会構築をはじめ、資源循環や自然共生などを取り入れた持続可能な発展のために具体的な目標を持って取り組むための枠組の整備が進んでいます。

日本では

平成 30 (2018) 年に、国際的な動向を取り入れた「第五次環境基本計画」が策定され、目指すべき社会の姿として「地域循環共生圏」の創造や「世界の範となる日本」の確立、「持続可能な循環共生型の社会 (「環境・生命文明社会」)」の実現を掲げるとともに、SDGs の考え方を活用した環境・経済・社会の統合的向上を具体化しています。

気候変動がもたらす影響が深刻さを増す中、脱炭素社会の構築に向けて、国は、令和 2 (2020) 年 10 月に「2050 年カーボンニュートラル」を宣言し、令和 3 (2021) 年 4 月には、令和 12 (2030) 年度において温室効果ガス 46% 削減 (平成 25 (2013) 年度比) を目指すこと、さらに 50% の高みに向けて挑戦を続けることを表明しました。この新たな目標を実現するため、令和 3 (2021) 年 5 月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が改正され、2050 年カーボンニュートラルが基本理念として定められました。また、同年 10 月には、国の地球温暖化対策の総合計画である「地球温暖化対策計画」が改訂され、同時に「第 6 次エネルギー基本計画」で 2030 年までに再生可能エネルギーの電源構成比率を 36~38%、さらに 38% 以上の高みを目指すこととしています。

1-3 計画の範囲

本計画の対象とする地域は防府市全域とし、対象者は防府市民・市内の事業者・行政を主体とし、市内で働く人、学ぶ人、活動を行う人・団体も含まれます。

1-4 計画の期間

環境問題への対応は、長期的視点に基づいた継続的な取組が必要であることから、これまでの計画期間を踏まえ、本計画の期間を令和4(2022)年度から令和13(2031)年度までの10年間とします。

また、本市の環境・経済・社会を取り巻く状況の変化等を踏まえ、中間年度である令和8(2026)年度に施策の見直しを行うとともに、関係法令の改正や関係計画の改定等により計画期間中に内容を見直す必要が生じた場合には、「防府市環境審議会」等の意見を踏まえ、適切に対応します。

R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031
計画策定						中間年度・施策等の見直し					目標年度
										次期計画の検討	
	計 画 期 間 										